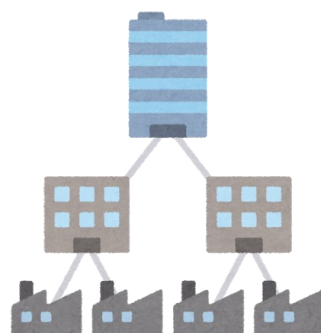


## 『H30年度税制改正大綱(9) 外国子会社合算税制見直し』

国際課税ではもう1つ、外国子会社合算税制の見直しが注目される。

海外グループ買収後の資本関係整理に伴って生じる一定の株式譲渡益が、合算対象から除外されることとなった。日本居住者・内国法人等が計50%超の持分を直接・間接的に保有している特定外国関係会社又は対象外国関係会社(A社)が、特定関係発生日に有する外国関係会社(B社)の株式を譲渡する際に生じた株式譲渡益について、譲渡の日から2年以内にA社の解散が見込まれる等の要件を満たせば対象株式等の譲渡による利益の額が合算対象額から控除される。対象となる譲渡は、B社の統合に関する基本方針及び統合に伴う組織再編についての計画書に基づいて、A社に係る内国法人又は他の外国関係会社(C社)に対し、特定関係発生日から2年以内に行うもの。ただし、一定の内国法人がA社の株主である場合は除かれるほか、B社の合併、解散による残余財産の分配等に伴って生じる譲渡利益は対象とならない。適用は、B社の平成30年4月1日以後に始まる事業年度から開始される。

なお、株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち外国金融子会社等に相当する金融持株会社は、経済活動基準の中の事業基準を満たすこととなった。



## 『事業性評価踏まえたQ&amp;A追加 経営者保証ガイドラインを改訂』

経営者保証に関するガイドライン研究会(事務局:日本商工会議所・全国銀行協会)はガイドラインに係るパンフレットを改訂した。適用開始から約4年が経過し、環境が変化していることなどを踏まえ、**経営者保証に依存しない融資の一層の促進のために、事業性評価を踏まえたガイドラインの運用に係るQ&Aを追加した。**

具体的には、対象債権者が、主たる債務者である企業の事業内容や成長可能性などを踏まえて、個人保証の要否や代替的な融資手法を活用する可能性を検討する場合には、企業の財務データ面だけに捉われず、主たる債務者との対話や経営相談等を通して情報を収集し、事業の内容や持続・成長可能性などを含む事業性を適切に評価することが望ましいことを明確化。また、対象債権者は主たる債務者との信頼関係の構築等をしつつ、必要に応じて説明を促していくこと、一方、主たる債務者は正確な情報を開示し、丁寧に説明することが期待されることを明確化した。これにより対象債権者は無保証融資または保証解除に関するガイドラインの解釈・判断をより柔軟に運用することが可能となり、債務者・保証人は事業計画や業績見通し等を対象債権者に説明することにより保証解除等につながる可能性がより認識される。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)